

## 予防接種の実施に際しての保護者の同意について

- 予防接種法において、「保護者」とは、「親権を行う者又は後見人」とされている（予防接種法第2条第4項）。
  - 予防接種の実施に当たっては、保護者に対して予防接種の効果及び副反応について説明をした上で、保護者の文書による同意を得ることが必要である（予防接種実施規則第5条の2）。
  - この保護者の同意については、予防接種実施要領（厚生労働省健康局長通知）において、接種時の保護者同伴を求めた上で、予診の際に保護者に対して説明を行い、文書による同意を取得することを想定している。
  - しかしながら、保護者が何らかの理由で同伴できない場合については、被接種者の健康状態を普段より熟知し、保護者の代わりを務められる者が同伴することで差し支えないこととしている。（平成20年3月31日厚生労働省結核感染症事務連絡「定期（一類疾病）の予防接種実施要領における保護者の同伴等について」）
- ※ このような場合、予診のタイミングで保護者から文書によって同意を得ることは困難になるため、前記事務連絡においては、①事前に保護者に説明する等により、保護者の文書による同意を得ておくこと、②当日予診票に追加の記載等が必要な場合は、保護者等の委任状等により、同伴者の同意が有効なものとみなせるようにしておくことを求めている。
- また、児童が児童福祉施設等に入所しており、接種の機会ごとに保護者の文書による同意を得ることが困難な場合も想定される。このような場合には、児童に未接種の予防接種を受けさせることについて、児童福祉施設等において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくという運用が行われているところである。
- ※ このような場合、児童福祉施設の長等が保護者に該当するわけではない。しかし、児童福祉施設の長等は、親権者・後見人がいる場合であっても、「監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとる

ことができる」こととされており（児童福祉法第47条第2項）、予防接種を受けさせることも児童福祉施設の長等が行うことができる「監護」に含まれると解されるが、一般に、保護者の同意を得た上で予防接種を受けさせているところ。特に、予防接種法上の予防接種については、予防接種法令において、保護者の文書による同意を求めていることから、保護者から接種を受けさせることについて同意を取得する必要がある。この同意によって、接種時の同伴、予診票への記載、予防接種の効果及び副反応について説明を受けること、接種の文書による同意等接種を受けさせるために必要な点について、児童福祉施設の長等は、保護者の委任を受けているものと解することができる。（この場合、予防接種実施者側が委任関係を確認できるよう、保護者の委任状等の提示が求められる。）

- なお、「保護者」の範囲に児童福祉施設等の長を含めることができるか否かについては、今後の「親権」についての議論、児童福祉法の改正論議等を見極めた上で、検討することが必要である。

## (参考)

### ○予防接種法

#### 第2条

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

### ○予防接種実施規則

#### (説明と同意の取得)

第5条の2 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の効果及び副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

- 「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」（平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知別添）（平成20年3月21日健発第0321008号により改正）

### 第1 総論

#### 1.1 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い予防接種実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る主な副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四予診票を参考に、説明に関する情報を含む予診票を作成したうえで、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

○ 定期(一類疾病)の予防接種実施要領における保護者の同伴等について(平成20年3月31日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

標記については、平成20年3月21日付け健発第0321008号厚生労働省健康局長通知(「定期の予防接種の実施について」の一部改正について)における別添(定期(一類疾病)の予防接種実施要領)により規定しているところであるが、個別接種時に保護者の同伴が必要であることについては、現下の就業環境では困難な家庭も多いことから、祖父母等の同伴も認めるべきであるとの要望があったところである。今般、麻しんの定期接種3期、4期を追加し、定期の予防接種の充実を図ったところであるが、積極的に予防接種を勧奨するとともに、十分な接種の機会を確保する観点から同要領中の保護者の同伴等については、下記のとおり取り扱って差し支えないこととして整理したので、お知らせする。

記

定期予防接種には、原則、保護者の同伴を必要とするが、保護者が何らかの理由で同伴できない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知し、保護者の代わりを務められる者が同伴することで差し支えないものとする。

ただし、予診票への保護者の署名については、事前に説明する等により、得ておくとともに、当日追加の記載等が必要な場合は、保護者の委任状等により同伴者の同意が有効なものとみなせるようにしておくものである。

○ 児童福祉法

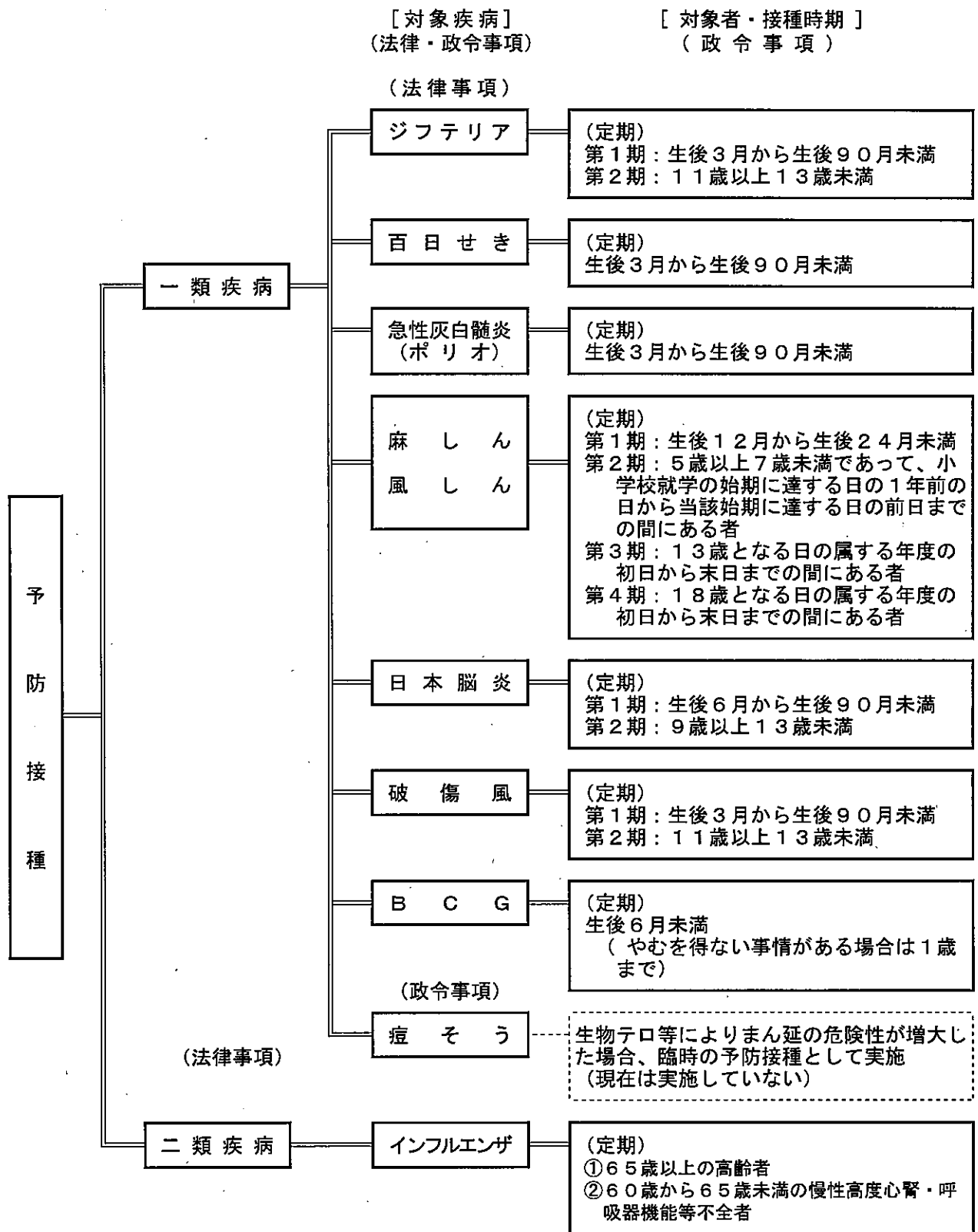
第27条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

第47条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

○2 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

# 予防接種法に規定される対象疾病



- ・平成13年予防接種法改正により、インフルエンザを二類疾病に追加。
- ・平成15年予防接種法施行令改正により、痘そうを一類疾病に追加。
- ・平成17年4月から結核予防法の改正により、乳幼児へのツ反を廃止・直接BCG接種（生後6ヶ月未満まで）の実施。
- ・平成17年予防接種法施行令改正により、日本脳炎の第3期接種の廃止。
- ・平成18年4月1日から予防接種法施行令改正により、麻しん及び風しんの2回接種の導入。
- ・平成19年4月1日から結核予防法の廃止により、BCG接種を予防接種法に追加。
- ・平成20年4月1日から予防接種法施行令改正により、麻しん及び風しんの第3期・第4期の対象を時限的に（5年間）追加